借入物品仕様書

1 借入物品等

庁内LANシステム端末機 一式 (ノートパソコン10台、周辺機器一式、搬入・設置・調整・撤去、保守一式)

2 借入期間

5年間(令和7年10月1日から令和12年9月30日)の借入れとする。 なお、翌年度以降の予算金額に減額又は削除があった場合は、契約を途中解除することがある。

3 借入場所

行政経営課総務事務管理室(松山市一番町四丁目2番地 NTT コム松山ビル7階)

- 4 機器の要求性能
- (1) 別添1「性能条件表」に示す性能条件を満たしていること。
- 5 保守体制の要件
- (1) 保守サービスの形態

「オンサイト保守サービス」であること。

※オンサイト保守とは、障害連絡を受けた後、速やかに担当の保守要員が現地に入り、問題 箇所の確定と回復作業に着手することをいう。

(2) 保守サービスの期間及び対応依頼受付時間帯

借入期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分であること。

(3)保守サービス対象物品

アハードウェア製品とする。

- イ 但し、回復作業は、OS・アプリケーションソフト・各種設定等について納入時の状態まで復元すること。
- ウ SSD交換時には、旧SSDについては、データを復元できないよう、データ消去ソフト 等で消去したうえで持ち帰ること。
- エ 回復作業を行った後は、必ず端末の正常性を確認し、担当職員の確認を受けること。
- (4) 保守サービス体制
 - ア 故障受付窓口は、受注者自身とするなど保守サービス体制を一本化することによって、故 障受付窓口は1箇所とすること。
 - イ 担当職員から不具合通報を受けてから半日以内に、担当職員の指示する場所に到着し、回 復作業に着手すること。ただし、担当職員から回復作業着手時間の指示がある場合は、こ の限りでない。
 - ウ 回復作業が終了した際は、担当職員まで連絡すること。また、回復見込みが長時間に及ぶ 場合は、故障修理に関する作業の進捗情報を、担当職員へ連絡すること。

6 物件付帯費用

- (1) 別添2「賃貸借契約書(案)」の内容とし、機器費のほか、機器の搬入、設置、調整(庁内LANへの接続含む)、撤去、保守にかかる費用を含めること。
- (2)機器費には、機器を接続し動作させるために必要な、電源ケーブル等の配線材も含めること。

7 その他条件

(1)調整には別添1「性能条件表」に示すソフトウェアのインストール作業及び庁内LANシステムへの接続作業一式を行うこととする。なお、県所有ライセンスのインストール方法については、契約後に委託者より指示する。

(2)リース満了時等における機器の撤去の際は、SSDの内容消去を行うこと。なお、 物理的破壊による方法も認めるものとする。	消去方法は、